

平成二十七年内閣府令第六十二号

消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則

消費者的財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)の規定に基づき、消费者的財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則を次のように定める。

(定義)

この府令において使用する用語は、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

第二条 削除

(公告事項)

法第二十六条第一項第十二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 消費者からの問合せに対応する時間帯

二 簡易確定手続授權契約の締結を拒絶し、又は簡易確定手続授權契約を解除する場合の理由

三 簡易確定手続申立団体が二以上ある場合(これら全ての簡易確定手続申立団体が連名で法第二十六条第一項の規定による公告をするときを除く。)あつては、連名で同項の規定による公告をしない他の簡易確定手続申立団体が法第十三条の簡易確定手続開始の申立てをしていること並びに当該他の簡易確定手続申立団体の名称及び電話番号その他の連絡先

(通知の方法)

法第二十七条第一項の内閣府令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。以下同じ。)その他のその受信をする者を通じて情報伝達するため用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。第四条第二号において「電子メール等」という。)を送信する方法

二 電子計算機に備えられたファイル(専ら対象消費者等との用に供するものに限る。)に記録された事項を電気通信回線を通じて対象消費者等が閲覧することができる状態に置

き、その旨を対象消費者等に知らせるために適切な措置を講ずる方法

(通知事項)

第三条の三 簡易確定手続申立団体が法第二十七条第一項の規定による通知をする場合における第三条第三号の規定の適用については、同号中「法第二十六条第一項の規定による公告」とあるのは「法第二十七条第一項の規定による通知」と、「同項の規定による通知」とあるのは「同項の規定による通知」とする。

法第二十七条第一項の規定による公告は、法第二十六条第一項の規定による通知を受ける事項は、次に掲げる事項とする。

一 相手方通知の方法

三 相手方通知をした対象消費者等の数

四 前号の対象消費者等のうち相手方において氏名が分からぬ者がある場合には、その数(相手方による回答の方法)

二 法第三十条の内閣府令で定める電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子メールを送信する方法

二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の人の知識によつては認識することができぬ方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第五条第一号において同じ。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

三 前各号に掲げる方法に類する方法(相手方が回答すべき事項)

二 法第二十六条第一項各号に掲げる事項のうち、法第二十七条第二項の規定により記載しないものとする事項の項目及びこれらの項目が法第二十六条第一項の規定による公告の対象である旨(相手方通知を求める期限等)

二 法第二十八条第一項の相手方通知のため通常必要な期間を考慮して内閣府令で定めることは、届出期間の末日から起算して百日前の日とする。

二 法第二十八条第一項の届出期間の末日の二月以上前の日であつて内閣府令で定める日は、届出期間の末日から起算して七十日前の日とする。

(相手方通知の方法)

法第二十八条第一項の内閣府令で定める電磁的方法は、第三条の二に規定するものとする。

(相手方が通知すべき事項)

法第二十八条第一項の内閣府令で定める電磁的方法は、第三条の二に規定するものとする。

(相手方が通知すべき事項)

法第二十八条第一項の内閣府令で定める電磁的方法は、第三条の二に規定するものとする。

(相手方が通知すべき事項)

法第二十八条第一項の内閣府令で定める電磁的方法は、第三条の二に規定するものとする。

(文書に記載される連絡先)

法第三十一条第一項の内閣府令で定める電磁的方法は、第三条の二に規定するものとする。

(文書に記載される連絡先)

法第三十一条第一項の内閣府令で定める電磁的方法は、第三条の二に規定するものとする。

(文書に記載される連絡先)

法第三十一条第一項の内閣府令で定める電磁的方法は、第三条の二に規定するものとする。

(文書に記載される連絡先)

法第三十一条第一項の内閣府令で定める電磁的方法は、第三条の二に規定するものとする。

2 法第二十八条第二項(法第二十九条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の内閣府令で定める事項は、前項第一号に掲げる事項とする。
一 相手方通知の方法
二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを受けた場合に限り、当該ファイルを受けた簡易確定手続申立団体が当該ファイルへ記録された情報を出力することにより書面を作成することができるものに限る。)による提供
三 前各号に掲げるものに類する方法による提供
四 提供

一 電子メールを送信する方法(当該送信を受けた簡易確定手続申立団体が当該電子メールを出力することにより書面を作成することができるものに限る。)による提供

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを受けた場合に限り、当該ファイルを受けた簡易確定手続申立団体が当該ファイルへ記録された情報を出力することにより書面を作成することができるものに限る。)による提供

三 前各号に掲げるものに類する方法による提供

四 提供

五 説明の方法

六 法第三十五条(法第五十七条第八項において準用する場合を含む。)の規定による説明は、次四号において同じ。)の規定による説明は、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。ただし、法第三十四条第一項の授権をしようとする者(法第五十七条第八項の規定において準用する法第三十五条の規定による説明をする場合にあっては、法第五十七条第一項の授権をしようとする者。以下この項、次項及び次条において「授権をしようとする者」という。)の承諾がある場合には、法第三十五条(法第五十七条第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の書面(以下この項、第三項及び次条において「書面」という。)の交付又は法第三十五条の電磁的記録(第二号、第三項及び次条において「電磁的記録」という。)の提供による方法をもつて足りる。

七 説明の方法

八 法第三十条(法第五十七条第一項の授権をしようとする者。以下この項、次項及び次条において「授権をしようとする者」という。)の承諾がある場合には、法第三十五条(法第五十七条第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の書面(以下この項、第三項及び次条において「書面」という。)の交付又は法第三十五条の電磁的記録(第二号、第三項及び次条において「電磁的記録」という。)の提供による方法をもつて足りる。

九 説明の方法

十 説明の方法

十一 説明の方法

十二 説明の方法

十三 説明の方法

十四 説明の方法

十五 説明の方法

十六 説明の方法

十七 説明の方法

十八 説明の方法

十九 説明の方法

二十 説明の方法

二十一 説明の方法

二十二 説明の方法

二十三 説明の方法

二十四 説明の方法

二十五 説明の方法

二十六 説明の方法

う。)が掲載されている当該簡易確定手続申立団体のホームページの閲覧を求める方法をもつて足りる。

一 業務規程において、当該授權をしようとする者からの問合せへの対応に関する体制に関する事項が定められていること。

二 前号の体制が、複数の方による問合せに対応できるものであり、これに対応する時間が十分に確保されているなど当該授權をしようとする者の便宜に配慮したものであること。

三 当該授權をしようとする者が、当該ホームページを閲覧した後、説明事項を理解したことを確認する措置が講じられていること。

四 法第五十七条第八項において準用する法第三十二条の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とす。

五 法第五十七条第一項の授権により債権届出事項とする。

六 法第二十六条第一項第三号から第九号までに掲げる事項。

七 法第五十七条内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とす。

八 法第五十七条第一項の授権により債権届出事項とする。

九 法第五十七条第一項第五項(法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。)の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 被害回復関係業務の実施に関する事項として次に掲げる事項。

二 被害回復裁判手続に関する業務の実施の方法に関する事項。

三 被害回復関係業務に関する組織、運営その他の体制に関する事項。

四 被害回復関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項。

五 被害回復関係業務の実施に関する金銭その他の財産の管理の方法に関する事項。

六 その他被害回復関係業務の実施に関する必要な事項。

七 法第七十二条第一項第三号(法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。)の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 電話番号、電子メールアドレス及びファクシミリの番号(被害回復関係業務においてファクシミリ装置を用いて送受信しようとする場合に限る。次号において同じ。)

二 法第七十二条第一項第二号(法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。)の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

三 法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十項に規定する法人番号をいう。第三十条第五項において同じ。)

四 法第七十二条第二項第六号口(法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。)の内閣府令で定める事項は、役員、職員及び専門委員の電話番号その他の連絡先とする。

五 個人情報の取扱いに関する事項。

六 簡易確定手続授權契約終了時の精算に関する事項。

七 法第七十二条第二項第七号口(法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。)の内閣府令で定める書類は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第一百二十三条第二項(同法第一百九十九条において準用する場合を含む。)に規定する損益計算書であつて、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第五条に規定する公益認定を受けている者が作成したものとする。

八 法第七十二条第二項第十一号(法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。)の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 役員及び専門委員の住所又は居所を証する次に掲げる書類であつて、申請の日前六月以内に作成されたもの。

二 条第一項に規定する住民票の写し又はこれに代わる書類。

イ 当該役員又は専門委員が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の適用を受ける者である場合にあつては、同法第十二条第一項に規定する住民票の写し又はこれに代わる書類。

ロ 当該役員又は専門委員が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の適用を受ける者である場合にあつては、同法第十二条第一項に規定する住民票の写し又はこれに代わる書類。

三 専門委員が消費者契約法施行規則(平成十九年内閣府令第十七号)第四条及び第五条に定める要件に適合することを証する書類。

四 法第七十二条第一項第六号口(法第七十五条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づき申請書に添付して当該書類の添付を省略することができ

三 再審の訴え（法第五十三条の規定において民事訴訟法第四編の規定を準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の提起若しくは第一号の却下命令で確定したものに対する再審の申立て又はその再審の訴え若しくは再審の申立てについての決定の告知

四 前号の決定に対する即時抗告、特別抗告若しくは許可抗告若しくはその即時抗告に対する抗告裁判所の決定に対する特別抗告若しくは許可抗告又はこれらの抗告についての決定の告知

五 再審開始の決定が確定した場合における本案の裁判

六 保全異議又は保全取消しの申立てについての決定の告知

七 前号の決定に対する保全抗告又はこれについての決定の告知

八 訴えの変更、反訴の提起又は中間確認の訴えの提起

九 附帯控訴又は附帯上告の提起

十 移送に関する決定の告知

十一 前号の決定に対する即時抗告、特別抗告若しくは許可抗告若しくはその即時抗告に対する抗告裁判所の決定に対する特別抗告若しくは許可抗告又はこれらの抗告についての決定の告知

十二 請求の放棄若しくは認諾又は裁判上の和解の効力を争う手続の開始又は当該手続の終了

十三 法第十七条の書面の補正命令若しくはこれに基づく補正又は法第二十条第二項の決定

十四 前号の決定に対する即時抗告若しくは特別抗告若しくはその即時抗告に対する抗告裁判所の決定に対する特別抗告若しくは許可抗告又はこれらの抗告についての決定の告知

十五 攻撃又は防御の方法の提出その他被害回復裁判手続に係る行為であつて、当該特定の二前号に規定する抗告をすることができる期間内に抗告がなされないこと

十六 法第二十五条第二項の規定による届出期間の伸長の決定の通知

十七 対象債権等の存在及び内容が確定した対象消費者等に対する当該対象債権等の弁済金

の引渡しその他の被害回復裁判手続に係る事案の全体又は大部分を解決するものと認められる行為

（伝達の方法）

第十九条 法第八十四条第二項の内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 全ての特定適格消費者団体及び消費者庁長官が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置

二 書面の写しの交付、電子メールを送信する方法、ファクシミリ装置を用いた送信その他消費

者庁長官が適当と認める方法

（伝達事項）

第二十条 法第八十四条第二項の内閣府令で定める事項は、法第九十五条第一項の規定による情報の公表をした旨及びその年月日とする。

（被害回復関係業務を行うに当たり明らかにするべき事項）

第二十二条 法第九十五条第一項の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（法第八十七条の内閣府令で定める事項は、弁護士の資格その他の自己の有する資格とする。）

（公表する情報）

第二十三条 法第八十七条第一項の規定による報告をし

た特定適格消費者団体の連絡先

二 次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項

イ 共通義務確認の訴えの取下げの効力が生じた場合 その旨及び当該取下げの効力が生じた日

ロ 共通義務確認の訴えを却下する裁判が確定した場合 その旨及び当該裁判が確定した日

ハ 法第十五条第一項に規定する特定適格消

費者団体が法第十六条第一項の期間（同条第二項の規定により当該期間が伸長された場合にあつては、当該伸長された期間。二において同じ。）内に簡易確定手続開始の申立てをしなかつた場合 その旨及び当該期間の満了の日

二 法第十五条第二項に規定する特定適格消

費者団体が法第十六条第一項の期間内に簡

易確定手続開始の申立てをしなかつた場

合 当該期間の満了の日

本 簡易確定手続開始の申立ての取下げ（届出期間満了後にされたものを除く。）の効

力が生じた場合 その旨及び当該取下げの効力が生じた日

（消費者庁が提供する書類）

ハ 法第十三条に規定する簡易確定手続開始の申立てを却下する裁判（法第十六条第一項又は法第二十四条の規定に違反することを理由とするものを除く。）が確定した場合その旨及び当該裁判が確定した日

（書類の提供の請求）

第二十四条 法第九十六条第二項第八号（法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。）に規定する書類

（書類の提供の請求）

ロ 法第七十二条第二項第八号（法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。）に規定する書類

（書類の提供の請求）

ハ 法第七十二条第二項第八号（法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。）に規定する書類

（書類の提供の請求）

ロ 法第七十二条第二項第八号（法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。）に規定する書類

（書類の提供の請求）

ハ 法第七十二条第二項第八号（法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。）に規定する書類

（書類の提供の請求）

ロ 法第七十二条第二項第八号（法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。）に規定する書類

（書類の提供の請求）

ハ 法第七十二条第二項第八号（法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。）に規定する書類

（書類の提供の請求）

知したときは、同項の申請書が消費者庁に提出されたものとみなす。

（消費者庁が提供する書類）

ハ 法第十三条に規定する簡易確定手続開始の申立てを却下する裁判（法第十六条第一項又は法第二十四条の規定に違反することを理由とするものを除く。）が確定した場合その旨及び当該裁判が確定した日

（書類の提供の請求）

ハ 法第七十二条第二項第八号（法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。）に規定する書類

（書類の提供の請求）

。

- 二 法第二十七条规定による通知に係る事務

三 対象消費者等に対する情報の提供に係る事務（前各号に掲げるものを除く。）

四 法第三十五条の規定による書面の交付又は電磁的記録の提供に係る事務

五 簡易確定手続授權契約、訴訟授權契約及び法第八十二条第二項に規定する契約の締結に付隨する事務

六 対象消費者等に対する金銭の支払その他被害回復裁判手続に付隨する金銭その他の財産の管理に係る事務

七 被害回復裁判手続に付隨する対象消費者等に対する連絡に係る事務（前各号に掲げるものを除く。）

法第九十八条第二項第二号の内閣府令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 相手方通知に係る事務

二 対象消費者等に対する金銭の支払に係る事務その他被害回復裁判手続に付隨する金銭その他の財産の管理に係る事務

三 相手方が行うべき被害回復裁判手続における事務に付隨する対象消費者等に対する連絡に係る事務（前各号に掲げるものを除く。）

法第九十八条第二項第三号の事務は、特定適格消費者団体の実情その他の事情に応じて行うようにするものとする。

4 法第九十八条第二項第三号の内閣府令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 特定適格消費者団体に対する助言

二 被害回復関係業務に関する情報の公表

三 特定適格消費者団体に対する情報の提供

5 法第九十八条第二項第四号ロの内閣府令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 法の実施のために必要な情報及び消費者団体訴訟等の推進に資する情報の収集

二 前号の各情報の分析及び公表

三 消費者団体訴訟等に関する問合せへの対応とおりとする。

（業務規程の記載事項）

第二十九条 法第九十八条第三項（法第一百三十条第六项及び法第一百四条第六项において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、次のように掲げる事項

イ 法第九十八条第二項第一号から第四号までに掲げる業務の実施方法に関する事項として

口 消費者団体訴訟等支援法人であることを
東明する方法に関する事項

- 二 消費者団体訴訟等支援法人であることを
確認する方法に関する事項

ハ その他必要な事項

二 役員の選任及び解任その他支援業務に係る
組織、運営その他の体制に関する事項

三 支援業務に関して知り得た情報の管理及び
秘密の保持の方法に関する事項

四 支援業務の実施に関する金銭その他の財産
の管理の方法に関する事項

五 法第一百九条の帳簿書類の管理に関する事項
六 法第一百十条第二項各号に掲げる書類の備置
きの方針に関する事項

七 その他支援業務の実施に関し必要な事項
(支援認定の申請書の記載事項)

第三十条 法第九十九条第一項第三号(法第一百三
条第六項及び法第一百四条第六項において準用す
る場合を含む。)の内閣府令で定める事項は、
次のとおりとする。

一 電話番号、電子メールアドレス及びファク
シミリの番号(支援業務においてファクシミ
リ装置を用いて送受信しようとする場合に限
る。次号において同じ。)

二 法第九十九条第一項第二号(法第一百三条第
六項及び法第一百四条第六項において準用する
場合を含む。)の事務所の電話番号、電子メ
ールアドレス及びファクシミリの番号

三 法人番号

(支援認定の申請書の添付書類)

第三十一条 法第九十九条第二項第六号(法第一百
三条第六項及び法第一百四条第六項において準用す
る場合を含む。)の内閣府令で定める事項は、
前事業年度における役員の報酬の有無とする。

二 法第九十九条第二項第十号(法第一百三条第六
項及び法第一百四条第六項において準用する場合
を含む。)の内閣府令で定める書類は、申請者
の登記事項証明書とする。

(公告の方法)

第三十二条 法第一百条第一項(法第一百三条第六項
及び法第一百四条第六項において準用する場合を
含む。以下この条において同じ。)の規定によ
る公告は、法第一百条第一項に規定する事項並び
に同項の規定により公衆の縦覧に供すべき書類
の縦覧の期間及び場所について、消費者庁の掲
示板への掲示、インターネットを利用して公衆
の閲覧に供する方法その他の方法により行うも
のとする。

(公示の方法)

を含む。）、法第一百三条第八項、法第一百四条第八項、去第百五条第二項及び去第百十三条第二項

- （消費者団体訴訟等支援法人である旨の掲示等）を含む。）、法第百三十一条第八項、法第百四条第八項、法第百五条第二項及び法第百十三条第二項の規定による公示は、官報に掲載する方法により行うものとする。

第三十四条 法第一百一条第二項の規定による公衆の閲覧は、消費者団体訴訟等支援法人の名称及び「消費者団体訴訟等支援法人」の文字について、その事務所の入口又は受付の付近の見やすい場所にしなければならない。

法第一百一条第二項の規定により変更の届出をしようとする者は、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更の届出）

二 変更した内容
三 変更の年月日
四 変更を必要とした理由

前項の届出書には、次の各号に添付しなければならない。

一 法第九十九条第二項各号（法第百三条第六項及び法第百四条第六項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に掲げる書類に記載した事項に変更があつた場合 変更後の事項を記載した当該書類

二 法第九十九条第一項各号（法第百三条第六項及び法第百四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる事項又は法第九十九条第二項各号に掲げる書類に記載した事項の変更に伴い第三十一条第二項に規定する書類の内容に変更を生じた場合 変更後の内容に係る当該書類
(業務及び経理に関する帳簿書類)

第三十六条 法第九十九条に規定する内閣府令で定める業務及び経理に関する帳簿書類とは、次に掲げるものとする。

一 支援業務の概要を記録したもの

二 前号に規定する帳簿書類の作成に用いた関係資料のつづり

三 会計簿

四 被害回復裁判手続に係る金銭その他財産の管理について記録したもの

五 支援業務の一部を委託した場合にあつては、事案ごとに次に掲げる事項を記録して

- 五 支援業務の一部を委託した場合にあつては、事案ごとに次に掲げる事項を記録したもの

イ 委託を受けた者の氏名又は名称及びその者を選定した理由

ロ 委託した業務の内容

ハ 委託に要した費用を支払った場合にあつては、その額

消費者が団体訴訟等支援法人は、前項各号に掲げる帳簿書類を、各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後五年間当該帳簿書類を保存しなければならない。

(財務諸表等の備置き)

第三十七条 消費者が団体訴訟等支援法人は、法第一百十条第二項の書類を、五年間事務所に備え置かなければならぬ。

(経理に関する事項)

第三十八条 法第百十条第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 借入金について、借入先及び当該借入先ごとの金額

二 適格消費者団体又は特定適格消費者団体に対して、その支援のために支出したものとの支出先、支出金額その他その内容に関する事項

三 全ての支出について、その総額及び支出の生ずる取引について、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

附 則

この府令は、法の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

附 則（平成二八年九月三〇日内閣府令第六二号）

この府令は、平成二十八年十月一日から施行する。

附 則（平成二九年九月二九日内閣府令第四七号）

この府令は、平成二十九年十月一日から施行する。

附 則（令和四年一月四日内閣府令第三号）

この府令は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の促進を図るために次に掲げる事項を記録した

の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。

附 則（令和五年一月一八日内閣府令第四号）

この府令は、消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号の政令で定める日（令和五年十月一日）から施行する。

附 則（令和五年一二月一五日内閣府令第八四号）

この府令は、公布の日から施行する。ただし、第十三条及び第三十四条の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。